

入札概要書

R7企工 阿南工業用水道 送水管布設替工事（継続費）の一般競争入札については、関係法令及び令和7年10月10日付け徳島県企業局告示第1号に定めるもののほか、この入札概要書によるものとする。

1 入札公告日 令和7年10月10日

2 入札に付する事項（電子入札対象案件）

- (1) 工 事 名 R7企工 阿南工業用水道 送水管布設替工事（継続費）
- (2) 工 事 箇 所 阿南市宝田町
- (3) 工 事 概 要 施工延長 L=1,908.72m
シールド工一次覆工(鞘管工)L=1,895m、
シールド工二次覆工(配管工)L=1,901m、
立坑 N=3 基、高圧噴射攪拌 N=53 本、薬液注入 N=189 本、
防音ハウス A=1,702m²
- (4) 施 工 期 間 契約締結日の翌日から令和11年3月10日まで
- (5) 設 計 金 額 3,775,084千円（税抜き）
- (6) 入札の失格及び無効 「一般競争入札（総合評価落札方式（標準型）・JV・WTO）の共通事項」（以下「共通事項」という。）の2及び3に示すとおりである。
- (7) そ の 他
 - ① この工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）での共同施工とする。
 - ② この入札は、原則として、徳島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。
 - ③ この入札は、総合評価落札方式（標準型）により執行する。総合評価に関する評価基準等は、「総合評価に関する事項」に示すとおりである。
 - ④ この入札は、徳島県低入札価格調査制度実施要綱（以下「低入札価格調査実施要綱」という。）に基づく低入札価格調査制度を適用する。低入札価格調査基準価格は落札決定後に公表する。ただし、低入札価格調査実施要綱第5条(1)及び(2)については適用しない。
 - ⑤ 入札に参加しようとする者は、入札参加申請時に低入札調査辞退届を提出することで、開札の結果自らの入札価格が低入札価格調査基準価格を下回っていた場合に低入札調査（低入札価格調査実施要綱第6条の規定に基づく調査）を辞退することができる（この場合、失格として扱う。）。
なお、当該低入札調査辞退届の提出がない場合、低入札調査の対象となった落札候補者の辞退は、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱（以下「入札参加資格停止措置要綱」という。）に基づき入札参加資格停止になることがある。
 - ⑥ 未公表の入札情報を入手しようとした場合には、入札参加資格停止措置要綱に基づき入札参加資格停止になることがある。
 - ⑦ その他、入札に当たっての留意事項を共通事項に示す。

3 入札手続き等に関する事項

(1) 契約条項の閲覧等

入札手続き	期 間	場 所 等
契約条項の閲覧	令和7年10月10日（金）～ 令和7年12月3日（水）	徳島市万代町1丁目1番地 徳島県企業局経営企画課管財担当
設計図書等の電子閲覧	令和7年10月10日（金）～ 令和7年12月3日（水）	徳島県電子入札ホームページ （徳島県入札情報サービス（県PPI））
設計図書等に関する質問書の提出	1回目 令和7年11月6日（木）～ 令和7年11月17日（月）	徳島市万代町1丁目1番地 徳島県企業局経営企画課管財担当 ファクシミリ 088-621-2877
	2回目 令和7年11月18日（火）～ 令和7年11月21日（金）	E-mail keieikikakuka@pref.tokushima.lg.jp
質問書に対する回答書の電子閲覧	1回目 令和7年11月19日（水）～ 令和7年12月3日（水）	徳島県電子入札ホームページ （徳島県入札情報サービス（県PPI））

2 回目 令和 7 年 11 月 26 日（水）～ 令和 7 年 12 月 3 日（水）
--

※ 1：閲覧及び設計図書等に関する質問書の提出は、県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第 3 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く、午前 10 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

※ 2：設計図書等に関する質問書（質問事項を記載した書面（任意様式））は、電子メール、ファクシミリ（いずれも送信後に電話により着信を確認すること。）又は郵送により提出するものとし、持参によるものは受け付けない。
なお、質問書に対する回答は、回答書を徳島県電子入札ホームページ（徳島県入札情報サービス（県 PPI））に掲載する。

※ 3：2 回目の質問書提出期間には、1 回目の質問書の回答に対しても再質問することができる。

※ 4：入札概要書、関係書類、図面等の全ての設計図書等の情報は徳島県電子入札ホームページ（徳島県入札情報サービス（県 PPI））に掲載している。

※ 5：紙閲覧を希望する事業者は 9 の(1)の問い合わせ先まで連絡すること。

(2) 入札書等の提出に関する事項

入札手続き	期 間 ・ 日 時	場 所 等
入札参加資格審査申請書等の提出	令和 7 年 10 月 14 日（火）午前 8 時 30 分～令和 7 年 10 月 27 日（月）正午	電子入札システム
「入札参加資格審査申請書等の記載内容を証する書類」を持参する日時の事前予約	令和 7 年 10 月 14 日（火）午前 9 時～令和 7 年 10 月 27 日（月）正午	徳島市万代町 1 丁目 1 番地 徳島県企業局経営企画課管財担当 電話 088-621-3250
上記書類の提出	持参の場合 令和 7 年 10 月 28 日（火） 令和 7 年 10 月 29 日（水） 事前予約による日時 郵送の場合 令和 7 年 10 月 14 日（火） ～令和 7 年 10 月 29 日（水） 必着	持参又は郵送 ※持参場所 徳島市万代町 1 丁目 1 番地 徳島県庁 6 階企業局会議室 ※郵送先 〒770-8570 徳島市万代町 1 丁目 1 番地 徳島県企業局経営企画課管財担当 （書留郵便に限る）
入札参加資格の確認結果の通知	令和 7 年 11 月 6 日（木）	電子入札システム
入札書及び工事費内訳書等の提出	令和 7 年 12 月 1 日（月）午前 8 時 30 分～令和 7 年 12 月 3 日（水）正午	電子入札システム
開札執行	令和 7 年 12 月 4 日（木） 午前 10 時 00 分	徳島市万代町 1 丁目 1 番地 徳島県庁 6 階企業局会議室

※ 1：電子入札に関する運用・基準については、「徳島県電子入札システム運用基準」によるものとする。

※ 2：書類を持参する場合は、県の休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）で、最終日は正午までとし、必ず、電話で事前予約を行うこと。

4 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、共通事項の 4 に示す全ての事項及び次に掲げる全ての事項に該当する共同企業体であることとする。

(1) 共同企業体に関する資格要件

- ① 共同企業体の構成員数は 3 とする。
- ② 結成方式は自主結成とし、この工事においてその構成員が他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。
- ③ 各構成員の出資比率は、25 パーセント以上とする。
- ④ 共同企業体の名称は「代表構成員名・構成員名・構成員名 送水管布設替工事共同企業体」とすること。これ以外の名称は、無効とするので注意すること。
- ⑤ その他、共同企業体に関しては、徳島県企業局建設工事共同企業体取扱要綱（以下「共同企業体要綱」という。）のうち第 6 条を除く各規定を満たしていること。

(2) 全ての構成員に必要な資格要件

- ① この工事に係る設計業務等の受託者又はこの受託者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。

なお、「この工事に係る設計業務等の受託者」とは、次の者である。

大阪府大阪市中央区谷町 6-4-3

株式会社日建技術コンサルタント

(3) 代表構成員に必要な資格要件

- ① 令和 7 年度の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（以下「参加資格業者名簿」という。）に建設工事の種類が「**土木一式工事**」で登載されている者であること。ただし、この公告の日（以下「**入札公告日**」という。）において当該名簿に未登載である場合は、令和 7 年徳島県告示 524 号（令和 7 年度における特定調達契約のうち建設工事請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法等を定めた件）によりこの入札の入札参加資格審査申請書の提出期限までに資格審査の申請を行っている者に限る。

- ② 土木工事業に係る建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項第 2 号に規定する特定建設業の許可を受けている者であること。

- ③ 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査に係る総合評定値通知書（入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料の提出日前 1 年 7 月以内の審査基準日のうち直近のものに限る。）の土木一式工事の総合評定値（P）が 1,200 点以上の者であること。

- ④ 国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関の発注したシールド工事の元請けとして、平成 22 年 4 月 1 日からこの入札の入札公告日までの間に完成し、引き渡しが完了した工事における施工実績を有する者であること。ただし、この共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20 パーセント以上の場合に限る。

- ⑤ 次の要件を全て満たす技術者をこの工事に専任で配置できること。

ア 1 級土木施工管理技士、1 級建設機械施工（管理）技士若しくは技術士（技術部門が建設部門、農業部門「農業農村工学」、水産部門「水産土木」、森林部門「森林土木」又は総合技術監理部門（建設、農業「農業農村工学」、水産「水産土木」又は森林「森林土木」））の国家資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者

イ 建設業法第 27 条の 18 第 1 項に規定する監理技術者資格者証（土木工事業に係るものに限る。）を有し、第 26 条第 5 項に規定する監理技術者資格者講習を受講した者

ウ 国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関の発注したシールド工事の元請けとして、平成 22 年 4 月 1 日からこの入札の入札公告日までの間に完成し、引き渡しが完了した工事における工期の 2 分の 1 を超える期間において、現場代理人、主任技術者、監理技術者補佐又は（特例）監理技術者としての施工経験を有する者であること。

なお、低入札価格調査制度に基づき、増員して配置した技術者としての施工経験は対象としない。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 パーセント以上の場合に限る。

エ 開札日以前において代表構成員と 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

なお、この工事は、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の兼務は認めない。

- ⑥ 構成員のうち最大の施工能力を有し、出資比率が最大であること。

(4) 代表者以外の構成員に必要な資格要件

- ① 令和 7 年度の参加資格業者名簿のうち、「**土木一式工事**」又は「**水道施設工事**」で登載されている者であること。ただし、入札公告日において当該名簿に未登載である場合は、令和 7 年徳島県告示第 524 号（令和 7 年度における特定調達契約のうち建設工事請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法等を定めた件）によりこの入札の入札参加資格審査申請書の提出期限までに資格審査の申請を行っている者に限る。

- ② (3)の③の総合評定通知書の土木一式工事又は水道施設工事の総合評定値（P）が 750 点以上の者であること。

- ③ 次の要件を全て満たす技術者をこの工事に専任で配置できること。

ア 参加資格業者名簿に土木一式工事で登載されている者にあつては 1 級土木施工管理技士、1 級建設機械施工（管理）技士若しくは技術士（技術部門が建設部門、農業部門「農業農村工学」、水産部門「水産土木」、森林部門「森林土木」又は総合技術監理部門（建設、農業「農業農村工学」、水産「水産土木」又は森林「森林土木」））の国家資格を有する者又はこの建設工事の種類に関し、監理技術者資格者証を有する者

参加資格業者名簿に水道施設工事で登載されている者にあつては 1 級土木施工管理技士、1 級建設機械施工（管理）技士若しくは技術士（技術部門が上下水道部門、衛生工学部門「水質管理」、「廃棄物管理」、「廃棄物・資源循環」又は総合技術監理部門（上下水道、衛生工学「水質管理」、「廃棄物管理」、「廃棄物・資源循環」））の国家資格を有する者又はこの建設工事の種類に関し、監理技術者資格者証を有する者

イ 開札日以前に当該構成員と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

5 入札参加資格審査申請書等

(1) 入札参加資格確認資料（以下「**確認資料**」という。）

入札に参加しようとする者は、電子入札システムによる申請書提出を行う際、以下に規定する確認資料を同時に提出しなければならない。

提出期間は3の(2)の期間とする。

作成方法等は、共通事項に記載してある。

低入札調査辞退届を提出する場合は、入札参加資格審査申請書等と同時に提出すること。

① 特定建設工事共同企業体一般競争入札参加資格審査申請書（共同企業体要綱様式第1号）の写し

② 入札参加資格確認票（様式1）

③ 同種の工事の施工実績（様式1-2）

④ 配置予定技術者の資格及び工事経験（様式1-3）

⑤ 特定建設工事共同企業体の出資比率

⑥ 総合評価加算点等算出資料申請書

- ・原則として、提出された申請書により審査を行うので、様式等の取り違い、記述漏れ等がないよう注意すること。

なお、審査は申請書等を印刷して行うので、申請書の各ページには、必ず「共同企業体名」、「構成員名」を記述すること。記述漏れとなったページにより、入札参加資格が確認できない場合は無効、評価基準が確認できない場合は、加算点の算出を行わないものとする。

- ・配置予定技術者は、構成員ごとに最大3名まで申請できるが、代表構成員が複数の配置予定技術者を申請した場合には、最も加算点の低い者の評価を採用するので注意すること。

- ・配置予定技術者は、開札日時時点で雇用期間が1年未満の場合には、総合評価における配置予定技術者の評価対象としないので注意すること。

⑦ 誓約書

(2) 入札参加資格審査申請書等の記載内容を証する書類（以下「**証する書類**」という。）

(1)の確認資料とは別に、共通事項の5の(2)に掲げる証する書類を持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、書面にて提出しなければならない。

なお、持参する場合は、事前に9の(1)に電話連絡し、持参の日時を予約すること。

(3) 確認資料及び証する書類の提出期間は、3の(2)の期間とする。

(4) 提出期間に入札参加資格審査申請書、確認資料及び証する書類を提出しない者並びに徳島県建設工事審査委員会において入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

6 入札書及び工事費内訳書等

入札に参加しようとする者は、電子入札システムによる入札書の提出を行う際、以下に規定する書類を同時に提出しなければならない。作成方法等は、共通事項に記載してある。

① 工事費内訳書

② 総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式2）

- ・「**総合評価に関する事項**」の1の②の簡易な施工計画の評価を行うための資料とするので、この点に注意して、簡易な施工計画を記載すること。

③ 総合評価（技術提案）申請書（様式4）

- ・「**総合評価に関する事項**」の1の①の技術提案の評価を行うための資料とするので、この点に注意して記載すること。

- ・様式4（その2）の様式に記載すること。

7 共同企業体に関する事項に係る留意事項

(1) 構成員名の記載方法

共同企業体の名称における「**構成員名**」の記載方法については、共通事項の「特定建設工事共同企業体一般競争入札参加資格審査申請書（記載例）」を確認すること。

(2) 電子入札システムの入力

電子入札システム画面に表示されている「**J V 参加**」欄へのチェック及び「**企業体名称**」欄への名称入力（名称については、入札概要書の4を参照し、正確に入力すること。）を必ず行うこととする。

このチェック及び名称入力を行わずに、申請書の提出を行った場合、単体企業での申請となり、共同企業体としての申請とはならないので、入札概要書の4の共同企業体に関する資格要件を満たさないものとして取り扱う。

また、共同企業体名称の入力誤りについても、同様とする。

8 その他

- (1) 入札に係る提出書類やその提出時期については、「共通事項」に記載してあるので熟読のこと。
特定建設業・一般建設業の許可区分、監理技術者の配置については、建設業法に基づき適正に取り扱うこと。

9 問い合わせ先

- (1) 入札及び契約に関すること
徳島市万代町1丁目1番地
徳島県企業局経営企画課管財担当（電話 088-621-3250）
- (2) 入札参加資格及び工事内容に関すること
徳島市新蔵町1丁目8番地
徳島県企業局施設基盤整備課施設整備担当（電話 088-678-7544）

＜注意事項＞

建設業法上の許可区分及び監理技術者、主任技術者の配置要件について

1 特定建設業・一般建設業の区分

下請代金の総額（消費税込み）が 5,000 万円（建築一式工事については、8,000 万円）＜以下「下請基準額」という。＞以上となる場合は、「**土木工事業**」に係る建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による特定建設業の許可を受けている者であることが必要となります。

なお、特定建設業の許可を有しない者にあつては、いかなる場合でも、「下請基準額」以上の下請契約を締結することはできません。

2 監理技術者の配置

「下請基準額」以上となる場合は、この建設工事の種類に関し、建設業法第 15 条第 2 号イ、ロ（指定建設業を除く。）又はハに該当する者で、同法第 27 条の 18 第 1 項に規定する監理技術者資格者証を有し、同法第 26 条第 5 項の規定による監理技術者講習を受講した者を専任の技術者として配置することが必要となります。

なお、特定建設業の許可を有する者であっても監理技術者資格を有しない技術者を配置した場合は、技術者の変更は原則として認めていないことから、「下請基準額」以上の下請契約を締結することはできません。

3 主任技術者の配置

請負代金額（消費税込み）が 4,500 万円（建築一式工事については、9,000 万円）未満の場合、配置する技術者は専任の必要はありませんが、技術者の変更は原則として認めていないことから、増工等により請負代金額が 4,500 万円（建築一式工事については、9,000 万円）以上となる場合は、その時点で技術者の専任が必要となります。

4 技術者の兼務

専任配置の技術者であったとしても、仕様書や現場説明書等に明示された兼務要件を満たす場合は、兼務が可能です。

◆建設業法における工事現場の技術者制度

許可を受けている業種		指定建設業（7業種）		その他の建設業（左記以外の22業種）			
		土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園工事業		大工、左官、とび・土工、石、屋根、 タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、 板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、 機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、 水道施設、消防施設、清掃施設、解体工事業			
許可の区分		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における 下請契約の合計額		5,000万円以上 (建築一式8,000万円)	5,000万円未満 (建築一式8,000万円)	5,000万円 (建築一式8,000万円) 以上は契約できない	5,000万円以上	5,000万円未満	5,000万円以上は 契約できない
工事 現場 の 技 術 者 制 度	工事現場に配置 すべき技術者	監理技術者		主任技術者		監理技術者	主任技術者
	技術者の 資格要件	①1級国家資格者 ②国土交通大臣 特別認定者	①1級・2級国家資格者 ②指定学科卒業＋実務経験者（3年又は5年） ③実務経験者（10年）		①1級国家資格者 ②指導監督的 実務経験者	①1級・2級国家資格者 ②指定学科卒業＋実務経験者（3年又は5年） ③実務経験者（10年）	
	技術者の 現場専任義務	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事（工事1件の請負代金の額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の工事）に配置される場合					
	監理技術者 資格者証	必要※	不要		必要※	不要	

※監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講したもののうちからこれを選任しなければなりません。(法第26条第5項)

なお、選任されている期間中のいずれの日においても、監理技術者講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過することのないように講習を受講していなければなりません。

また、選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは監理技術者資格者証を提示しなければなりません。(法第26条第6項)

※共同企業体での共同施工の場合、特定建設業者である代表構成員が、請負金額にかかわらず監理技術者を専任配置する必要があります。また、全ての構成員は、国家資格を有している技術者を配置する必要があります。

罰則等

- ・特定建設業の許可を受けないで、一定額以上の下請契約を締結した者は、建設業法第47条に基づき3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられます。
- ・主任技術者及び監理技術者の配置義務に違反した者は、建設業法第52条に基づき100万円以下の罰金に処せられます。
- ・上記の事例を含めて建設業法その他関係法令及び契約約款の規定に違反した場合は、入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止等を行うことがあります。

◆土木施工管理技術検定制度等の活用【徳島県土木工事共通仕様書第1編1-1-14】

対象業種	土木一式工事又は舗装工事	
請負対象金額	4,500万円以上9,000万円未満	9,000万円以上
技術者の資格要件	①土木施工管理技士 ②建設機械施工(管理)技士 ③技術士(建設部門等) ④監理技術者証を有する者 (土木一式工事は土木工事業、 舗装工事は舗装工事業に限る。)	①1級土木施工管理技士 ②1級建設機械施工(管理)技士 ③技術士(建設部門等) ④監理技術者証を有する者 (土木一式工事は土木工事業、 舗装工事は舗装工事業に限る。)